

山梨県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 山梨県保育対策総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）
の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則
第 25 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、別表で定める補助先（以下「補助事業者」という。）が行う保育対策総合支援事業の実施に要する経費等の助成を、予算の範囲内で行い、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金の交付対象事業は、補助事業者が保育対策総合支援事業（令和7年2月13日こ成保第129号こども家庭庁長官通知、令和6年10月4日こ成保第805号こども家庭庁長官通知、令和6年7月31日こ成保第729号こども家庭庁長官通知、令和6年3月5日こ成保第128号こども家庭庁長官通知、令和5年10月12日こ成事第520号こども家庭庁長官通知、令和5年7月14日こ成事第356号こども家庭庁長官通知、令和5年3月6日厚生労働省発子0306第9号厚生労働事務次官通知、令和5年1月18日厚生労働省発子0118第9号厚生労働事務次官通知、令和4年7月14日厚生労働省発子0714第3号厚生労働事務次官通知、令和4年2月4日厚生労働省発子0204第4号厚生労働事務次官通知、令和3年12月1日厚生労働省発子1201第1号厚生労働事務次官通知、令和3年7月7日厚生労働省発子0707第1号厚生労働事務次官通知、令和3年2月26日厚生労働省発子0226第1号厚生労働事務次官通知、令和3年1月22日厚生労働省発子0122第2号厚生労働事務次官通知、令和元年10月31日厚生労働省発子1031第1号厚生労働事務次官通知、平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知、平成29年8月3日厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知、平成28年7月12日厚生労働省発子0712第1号厚生労働事務次官通知）を実施するものである。

働省発雇児 0 7 1 2 第 1 号厚生労働事務次官通知) に基づき実施する次の事業とする。

(1) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」(令和 4 年 3 月 3 0 日子発 0 3 3 0 第 3 号) の別添 2 に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により、補助事業者が行う事業

(2) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」(令和 7 年 2 月 6 日こ成保 1 0 3 号) の別添 5 に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により、補助事業者が行う事業

(3) 保育士資格等取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」(令和 6 年 5 月 3 0 日こ成保第 3 1 2 号) の別添 1 に定める「保育士資格等取得支援事業実施要綱」により、補助事業者が行う事業

(4) 保育人材確保対策貸付事業

「保育士修学資金の貸付け等について」(令和 6 年 1 2 月 2 7 日こ成基第 2 2 3 号) の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(令和 6 年 1 2 月 2 7 日こ成基第 2 2 4 号) により、補助事業者が行う事業

(5) 保育士職場環境整備促進事業

「保育人材確保事業の実施について」(令和 6 年 5 月 3 0 日こ成保第 3 1 2 号) の別添 6 に定める「保育体制強化事業実施要綱(以下この条において「国要綱」という。)」により補助事業者が行う事業とし、事業の要件等は、国要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

(ア) 保育支援者(国要綱に規定する保育支援者をいう。)

は、新たに都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所及び幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」という。)に配置された者とする。

(イ) 補助対象期間は、保育支援者が新たに保育所等に配置さ

れてから新たに配置された年度の3月31日までとする。ただし、保育支援者が配置された年度の次年度以降に交付申請をした場合は、交付申請をした年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(6) 医療的ケア児保育支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」（令和7年2月12日こ成保第118号）の別紙3に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により、補助事業者が行う事業

(7) 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）

「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（うち、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く）」（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和6年2月1日こ成保第33号）の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）実施要綱」により、補助事業者が行う事業

（補助の経費及び算出方法等）

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3条(1)及び同条(2)の事業について、基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第3条(3)及び(7)の事業について、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (1)及び(2)により選定された額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (4) 第3条(4)の事業について、あらかじめこども家庭庁長官に協議し知事が定めた額の範囲内を交付額とする。

(実施計画書の提出)

第5条 第3条(3)の事業について、補助事業者は、「保育士資格取得支援事業実施要綱」5に定める、実施計画書及び確認書類を、受講開始日の属する年度中または別に指定する日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(実施計画書の受理及び通知)

第6条 知事は、前条の規定により実施計画書の提出を受けた際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、様式2による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助金の交付決定後の内容の変更または中止(廃止)をしようとするときは、様式3による補助金事業変更・中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 補助事業者は、(4)の承認を受けようとする場合は、様式4による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(状況報告)

第10条 第3条(4)の事業について、補助事業者は、毎年度8月末現在の事業の遂行状況を、別に定める様式により別に指定する日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し報告を求め、若しくは事業の施行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類を検査させることができる。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、補助事業完了後、実績に基づき交付する。

ただし、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式5)を知事に提出しなければならない。

(完了報告書の提出)

第12条 第3条(3)の事業について、補助事業者は、「保育士資格取得支援事業実施要綱」6に定める、完了報告書及び確認書類を、対象者が保育士証の交付または対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日または別に指定

する日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日または交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式6による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式7）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の保管）

第15条 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返納しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年７月１６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１２月２１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年２月２５日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

ただし、第３条（７）（イ）については、令和３年１２月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年３月２２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年３月１８日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年３月１７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。